

# ふくしま

2023・No.107



# くらしの情報 初夏号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



## 困ったときは、一人で悩まず、すぐに相談を！

「消費生活センター」では、消費者問題に関する専門知識を有する「消費生活相談員」が、悪質商法などの消費者トラブルに関する相談に応じ、問題解決のための手助けを行っています。困ったことがあるときは、一人で悩まず、すぐにご相談ください。

## 福島県消費生活センター

相談専用電話：**024-521-0999**

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）

相談対応時間：月曜日～金曜日／午前9時～午後6時30分

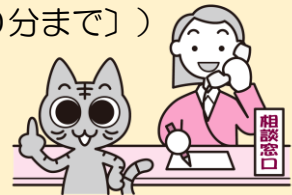
（来所による相談は午前9時～午後5時〔受付は午後4時30分まで〕）

第4日曜日／午前9時～午後4時30分

（電話相談のみ）

※12月29日～1月3日、祝日を除く

相談は無料ですが、電話の場合、通話料金がかかります。



県政テレビ「キビタンGO!」において、「消費生活相談員ってどんな仕事？」が放映されました。消費生活相談員が対応する消費生活センターの窓口の様子を紹介しています。9月中旬ごろまで（予定）動画配信がされていますので、ぜひご覧ください。



こちらで検索してください。

キビタンGO!

検索

## 消費生活無料法律相談・生活再建等相談を実施しています

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295

消費生活センター相談窓口



# 令和4年度 福島県消費生活センター相談状況

## 商品の定期購入に関する相談件数が増加！

令和4年度の消費生活相談件数は、3,703件で、前年度と比べ、80件増加しました。特に化粧品などの定期購入に関する相談が増加しました。この定期購入トラブルについて、下記の相談事例で詳しくご紹介します。

1	商品一般	321件
2	基礎化粧品	148件
3	工事・建築	145件
4	相談その他	127件
5	フリーローン・サラ金	103件

上位5項目



## 相談事例 ～定期購入トラブル～

インターネットで買い物をした際に、「お試しと思ったら、定期購入契約だった」といったトラブルが発生しています。

「お試し特別価格」「初回限定〇%オフ」という広告をみて、初回だけのつもりで注文したが、複数回の商品購入が条件となる「定期購入契約」を結んでいた。



「いつでも解約できます」という広告を見て気軽に注文したが、いざ解約しようとする事業者に電話が繋がらず解約できない。

〇通信販売（インターネットやテレビ、雑誌などを見て自分から申し込む取引）には、クーリング・オフ（契約の無条件解除）制度がありません。注文する前に、返品可否や条件をよく確認しましょう。

### 【確認するポイント】

#### ① 1回限りの購入ですか？

→「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば、2回目以降も届きます。

#### ② 2回目からはいくらですか？

→「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。

#### ③ 解約の方法は？

→1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？

〇支払方法は、なるべく商品到着後に支払いする方法を選びましょう。

〇証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。





## 知っていますか？困ったときの「188」！

いやや

「悪質商法等による被害にあった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内し、トラブル解決の支援をします。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン



## 食品に関するご相談

県消費生活センターでは、消費者からの食品に関する疑問や不安に対して、専門の相談員が回答する相談窓口を設置しています。

（相談事例）

消費期限と賞味期限の違い、食品添加物の表示、食品の表示、食品の放射性物質、異物混入など食の安全に関する相談

【電話相談】

相談対応時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

相談専用電話：024-521-0999

【来所相談】

相談対応時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

相談場所：福島市中町8-2 福島県自治会館1階 福島県消費生活センター

※相談時間は、原則上記のとおりとなっておりますが、相談員の勤務日により、後日受付とさせていただきますことをごまします。事前にお電話いただきますようお願いいたします。



## 自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

**電話予約制** 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）

※受付時間 月曜～金曜（祝日は除く）

午前9時～正午

午後1時～午後5時

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～



## 出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。  
日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

- 【テーマ例】 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、  
エシカル消費、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、  
相続・法律関係など
- 【派遣先】 公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など
- 【講師】 県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など
- 【申込先】 県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982  
※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。

【令和4年度出前講座テーマ例】

- ・ケータイ・スマホのトラブル(SNSの落とし穴)
- ・悪質商法やなりすまし詐欺の手口と対策
- ・消費者トラブルに遭わないために



## LINE公式アカウント みんなに知ってほしいことを月イチ配信！

県消費生活センターでは、消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。ぜひ友だち追加をお願いします！

友達追加よろしくね♪

### 友だち追加方法(どちらか選んでください)

- ① 右のQRコードをスマートフォンで読み取る
- ② LINEのID検索欄で「@930esdof」を検索



【令和4年度配信テーマ例】

- ・クレジットカードやリボ払いによるトラブル
- ・マルチ商法による暗号資産のトラブル
- ・今、若者が狙われています！